

一般競争入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 第36回全国健康福祉祭とっとり大会岩手県選手団派遣業務
- (2) 仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 委託業務期間 契約日から令和6年12月27日（金）まで

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号。）第3条の規定による登録を受けていること
- (3) 旅行業法第6条の2に規定する登録の有効期間を経過していないこと。
- (4) 過去5年以内において当該業務と同等以上の規模の業務を行った実績があること。
- (5) 岩手県内に本店または支店若しくは営業所を有していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

3 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者の印を押印しなければならない。なお、金額は訂正することができない。また、一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

4 入札書記載事項等

入札書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（業務名）
- (5) 宛名 公益財団法人いきいき岩手支援財団 理事長 菊池 正勝 とすること。
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書に

「代理人」と記載する)

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月7日(火) 午後2時00分

(2) 場所

公益財団法人いきいき岩手支援財団 研修室(岩手県福祉総合相談センター3階)

6 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を、公益財団法人いきいき岩手支援財団出納責任者に納付しなければならない。但し、入札参加者が保険会社との間に当財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全額又は一部の納付を免除する。

(2) 入札保証金は、入札日(受付前に)、現金で納付すること。

(3) 入札保証金には利息を付さない。

(4) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む)終了後、落札しなかった場合は、当該入札参加者又はその代理者に還付する。また、落札者については、契約締結後において還付する。

なお、還付の際、還付請求書及び領収書に印鑑が必要であることから、持参すること。

また、入札保証金の還付に当たっては、領収書に貼付する収入印紙(200円分)を準備すること。

(5) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。

この場合、契約保証充当金申出書を提出すること。

なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後において、入札保証金還付請求書を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

(6) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは当財団に帰属する。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札の参加資格のない者がした入札の場合

(2) 入札保証金を納付せず(納付を免除された者を除く。)、又は金額が不足した場合

(3) 入札書に記名押印がない場合

(4) 入札金額を訂正した場合

(5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合

(6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合

(7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合

(8) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合

(9) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

8 落札者の決定

(1) 入札広告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

(2) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。この場合、最低入札価格者との随意契約に移行する。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) (3)の同価格の入札をした者のうち、立会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。
- (5) 落札者が契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。この場合、入札保証金は財団に帰属する。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 契約に関する事項

- (1) 落札者の決定後、業務委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が一般競争入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
なお、**落札者は入札金額の根拠となる、別紙様式を提出すること。**
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に当財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金には利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは当財団に帰属する。
- (5) 契約保証金は、業務委託完了報告書を審査し、適合と認めたときに還付する。
- (6) 契約条項は別添契約書(案)とする。

11 その他

- (1) 提出された書類は返却しないこと。
- (2) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (3) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。
- (4) 入札等に関する照会先

公益財団法人いきいき岩手支援財団 総務・公表課 ねんりんピック担当

〒 020-0015 盛岡市本町通3-19-1

電話 019-626-0196

FAX 019-625-7494